

議案第56号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第8号)のうち、  
建設部の所管する部分について

それでは、議案第56号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第8号)のうち、建設部の所管に属する部分につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の令和6年2月大津市予算関係議案の、補正予算説明書の48ページをお開き願います。

34ページから記載がございます、2の歳入のうち、建設部の所管に属する部分につきましては、お開きいただいている48ページからでございます。

46ページから記載があります、款16使用料及び手数料、項1使用料、48ページ中段にあります目6土木使用料の補正額 22,565 千円の減額のうち、節1土木管理使用料 30 千円の増額は、道路事業に充てるために保有している土地にかかる行政財産使用料等の確定見込みにより補正するものです。次に、節2道路河川使用料 268 千円の増額は、説明欄にあります、道路占用使用料や法定外道路等占用使用料等を中心とした、本市が保有する道水路等にかかる占用使用料の確定

見込みにより補正するものです。次に、節3港湾使用料1千円の増額は、本市が管理する港湾施設にかかる使用料の確定見込みにより補正するものです。

また、その下にあります、節4都市計画使用料 12,201 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、同節の説明欄の上から2行目の駐車場使用料 3,070 千円の増額、並びに4行目の自転車駐車場使用料 1,759 千円を減額するものです。駐車場使用料では、近隣の民間駐車場との競合による影響はあるものの、新型コロナウイルス感染症の5類への移行等により、当初の収入見通しよりも利用料金収入の改善が図られる見込みです。また、自転車駐車場使用料についても同様に改善傾向(前年度比+3.95%)にありますが、使用料の確定見込みにより減額補正となるものです。

次に、52ページをお願いいたします。

50ページから記載があります、項2手数料、52ページ上段の目6土木手数料 2,264 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは節2道路河川手数料 24 千円の減額であり、説明欄にあります土木証明等手数料として、官民境界確定に伴う証明手数料等の確定見込みにより補正するものです。

次に56ページをお願いいたします。

54ページから記載があります、款17国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の補正額 471,074 千円の増額のうち、建設部の所管に属するものは節1総務管理費国庫補助金であり、次の56ページの説明欄1行目にあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、建設部ではビワイチの路面表示等の経費に充当していたものですが、全体の財源調整で 1,265 千円を減額するものです。

次に60ページをお願いいたします。

目4土木費国庫補助金の補正額 107,161 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは節2道路河川費国庫補助金及び節3都市計画費国庫補助金です。

節2道路河川費国庫補助金の説明欄1行目の防災・安全交付金 88,930 千円の増額は、道路舗装長寿命化修繕計画関連、通学路などの交通安全施設整備関連について、国の補正予算による追加交付等に伴い財源を補正する一方で、国道 477 号の4車線化事業と連携し推進している市道幹 1009 号線等の道路新設改良事業費の減額に伴う財源などを調整するものです。その下の、社会資本整備総合交付金 48,970 千円の減額は、新名神高速道路整備と連携し推進している市道幹 2028 号線道路改良事業費の減額に伴う財源を補正するも

のです。その下の、道路更新防災等対策事業費補助金 43,726 千円の増額は、国の補正予算による追加交付を中心に、事業費の執行見込みに合わせた財源の追加補正を措置するものです。

次に、節3都市計画費国庫補助金の説明欄にあります防災・安全交付金の建設部が所管する 174,637 千円の減額は、都市計画道路 3.4.9 号馬場皇子が丘線(北国町工区)等の都市計画道路整備推進費における事業費の確定見込みにより補正するものです。

ページが飛びまして、70ページをお願いいたします。

64ページから記載があります、款18県支出金、項2県補助金、70ページの目7土木費県補助金 21,414 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは節1道路河川費県補助金であり、説明欄1行目にあります地籍調査事業費補助金及び説明欄2行目の急傾斜地対策事業費補助金は、それぞれ事業費の確定により減額補正をするものです。

次に74ページをお願いいたします。

ページ中段やや下の、款19財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入の補正額 31,260 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄4行目の建設部不動産売払収入であり、法定外道路及び普通河川等の払下げに伴う収入を中心に補正するものです。

次に、80ページをお願いいたします。

ページの中段にあります款23諸収入、項4雑入、目2弁償金の1,574千円の増額のうち、建設部の所管に属するものは、節1弁償金の説明欄の上から3行目のとおり、法定外水路敷きの不法占用に係る土地使用損害金の確定見込みにより1,575千円を増額補正するものです。

ページが飛びまして、84ページをお願いいたします。

80ページから記載があります、目4雑入の178千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、お開きいただいている84ページの中ほどにあります節7土木費雑入で、説明欄に記載の積算システム共用負担金、公共交通維持費負担金及び自転車等移動保管料の確定見込みに伴い補正するものです。

以上が歳入の説明です。

次に、92ページから記載がございます、3の歳出のうち、建設部の所管に属する部分につきましては、お開きいただいている92ページからでございます。

このページ中ほどの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正額9,121千円の増額のうち、建設部の所管に属するものは、次の94ページ、説明欄の上から4行目にあります、6公共施設マネジメン

ト推進費 1,222 千円の減額であり、公共施設の法定点検業務に係る経費について精算するものです。

次に、ページが大きく飛びまして154ページをお願いいたします。

このページの中ほどにあります、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費の補正額 597 千円の減額は、土木積算設計の際に行う調査費や公共基準点の成果の管理経費などを中心とした事業費の精査によるものです。

目2建築管理費の補正額 426 千円の減額は、図面管理システムに関し更新方法を見直したこと等に伴う不用額を中心とした精算です。

156ページをお願いいたします。

ページ中段やや下の目4広域事業調整費の補正額 539 千円の減額は、新名神高速道路や大戸川ダム等の整備促進に係る会費負担金の減額などを中心とした事業費の精算によるものです。

次に、項2道路河川費、目1道路河川総務費の補正額 2,529 千円の増額のうち、説明欄1の常勤職員給与費の増額は、道路・河川管理課ほか1所属における正規職員の時間外勤務手当の追加を中心としたものです。

次に158ページをお願いいたします。

説明欄2の道路河川関係事務費は、事業に必要な備品購入費の増額

を措置するものであり、説明欄3の土地地籍調査費は、膳所地区における街区境界調査費の減額等を中心に、それぞれ補正するものです。また、説明欄4の会計年度任用職員雇用経費では、報酬等を中心に精算するものです。

次に、その下の目2道路橋りょう管理費の補正額 12,955 千円の増額は、説明欄に記載のとおり、道路橋りょう等管理費にかかるもので、今年度の路面凍結防止等の雪寒対策に必要な資材の調達費用、並びに散布等に要する業務委託経費を追加する一方で、他の市道管理に要する経費について不用額の精算を行うものです。

次に、その下の目3交通安全対策費の補正額 20,184 千円の増額は、説明欄に記載のある交通安全対策推進費にかかるもので、国の重点的な交付措置を活用し、通学路の歩道の整備、交通安全施設の整備等を推進する経費を措置するほか、大津市バリアフリー推進協議会の運営経費等について精算を行うものです。

次に、160ページをお願いいたします。

上段にあります、目4道路維持費の補正額 245,280 千円の増額は、説明欄に記載のある道路維持修繕費にかかるもので、年間の市道の維持管理費等について、事業費の精算を行う一方で、国の補助を活用し、京阪電鉄京津線を跨ぐ大谷

1号橋を中心とした市道橋の計画的な補修費に加え、道路舗装等の長寿命化修繕計画に基づく舗装補修費を計上するものです。

次に、その下の目5道路新設改良費の補正額 132,862 千円の減額のうち、説明欄1の県営工事負担金は、滋賀県が施行する道路事業等における所要額の見込みの追加に伴い増額し、県議会への上程と歩調を合わせ措置しようとするものであり、2(補助)道路新設改良費では、新名神高速道路整備と連携し推進している市道幹 2028 号線改良整備について、西日本高速道路株式会社へ支払う工事委託費等を減額するなど事業費の精算を行うものです。また、3(単独)道路新設改良費では、事業の精算に伴い減額するものです。

次に、その下の目6用悪水路費は、本市が管理する水路について、事業費の精査を行い費目間で補正するものです。

次に、その下の目7河川費は、説明欄に記載のある(単独)河川改良整備費事業費にかかるものであり、河川改修に係る測量及び調査について、起債対象となる業務の精査により、歳入において起債による収入が減額になる見通しであることから補正を行うものです。

次に、162ページをお願いいたします。

先頭目の目8急傾斜地崩壊対策費の補正額 11,204 千円の減額は、説明欄1の急傾斜地崩壊対策事業費では事業計画の見直し等による事

業費の減額に伴う事業費の精算であり、説明欄2の県営工事負担金では、滋賀県が施行する急傾斜地崩壊対策事業における所要額の変動に伴い、減額を行うものです。

次に、その下の項3港湾費、目1港湾管理費の補正額 5 千円の減額は、施設管理経費の精算に伴うものです。

次に、その下の項4都市計画費、目1都市計画総務費の補正額 12,785 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、692 千円の増額です。

このうち、説明欄1常勤職員給与費は正規職員の給与費の補正であり、建設部に属する職員に相当するのは、時間外勤務手当等の追加分 892 千円について、増額するものです。

その下の、説明欄2都市計画企画調整費のうち、建設部の所管に属するものは 200 千円の減額であり、広域道路事業にかかる会費負担金の不用額について精算するものです。

次に、164ページをお願いいたします。

目2街路費の補正額 317,154 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、大半となる 316,718 千円の減額です。

このうち、説明欄1の街路整備推進費では、街路整備事業に伴う事務費の不用額について精算するほか、説明欄2の(補助)都市計画道路

整備推進費では、前年度(令和4年度)に国の予算を活用した事業の前倒し等があったことから、都市計画道路 3.4.9 号馬場皇子が丘線(北国町工区)や都市計画道路 3.5.101 号本堅田衣川線等の事業を中心に事業費の精算をするものです。説明欄3の(単独)都市計画道路整備推進費では、事業用地の適切な管理を行うための除草等に要する委託業務費を中心に事業費の精算をするものです。

次に166ページをお願いいたします。

目4自転車駐車場管理運営費の補正額 2,804 千円の減額のうち、説明欄1の交通安全対策推進費では、放置自転車対策事業の精算に伴う減額のほか、説明欄2の自転車駐車場管理運営費では、修繕費や工事費等の事業費の精算を中心に減額補正を行うものです。

次に、その下の目5自動車駐車場管理運営費の補正額 3,719 千円の減額は、修繕費や工事費等の事業費の精算を中心に減額補正を行うものです。

以上が歳出の説明です。

恐れ入りますが、予算関係議案の6ページまでお戻り願います。

次に、予算書のうち、第2表の繰越明許費の補正について説明いたします。

建設部の所管に属する項目は、中ほどの5項目めにあります、款8土

木費のうち、項2道路河川費からでございます。

項 2 道路河川費のうち、道路橋りょう管理事業は、アンダーパスにおける排水ポンプ修繕経費について、交換部品の調達に時間を要しており、年度内の完了が見込めないことから、所要の事業費の繰越をするものです。

次の、交通安全対策推進事業は、国の重点的な交付金措置を活用した通学路等における交通安全施設の整備事業の充実を図っていくことについて、関係機関との調整を要することに鑑み、年度内での補助事業の完了が見込めないことから、所要の事業費の繰越をするものです。

次の、道路維持修繕事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修及び道路舗装等の長寿命化修繕計画に基づく舗装補修費について、事業費の繰越をするものです。いずれも、国の補助を活用した事業費を追加で予算措置するものであり、事業の推進にあたり関係機関との調整を要すること、また、年度内での補助事業の完了が見込めないことから、所要の事業費の繰越をするものです。

次の、道路新設改良事業は、市道幹 2028 号線及び市道幹 1009 号線の改良整備について、事業費の繰越をするものです。幹 2028 号線は西日本高速道路株式会社への道路改良工事委託について、幹

1009号線は滋賀県道路公社への真野川橋梁下部工事等の委託について、年度内での完了が見込めないことから、所要の事業費を繰越するものです。

次の、河川改修事業は、関津地先で計画的に進めている嶽川のほか、6河川の改修工事、並びに地方財政措置を伴う地方債制度を活用した緊急浚渫推進事業として施行する堤川ほか5河川の浚渫工事については、支障物の移設や雨季を避けて工期を設定する必要があり、年度内の完了は困難であることから、関連する事業費について繰越をするものです。

次の、急傾斜地崩壊対策事業は、大石小田原一丁目地区で計画的に進めている急傾斜地崩壊対策工事について、なお関係機関との調整を要し、年度内の工事完了は困難な見通しであることから、所要額について、事業費の繰越をするものです。

次に、項4都市計画費のうち、2つめにあります、都市計画道路整備事業は、都市計画道路3.4.9号馬場皇子が丘線(北国町工区)は、電線共同溝の整備にかかる事業費であり、関係機関との調整を要し、年度内の工事完了は困難な見通しであることから、所要額の31,560千円について、事業費の繰越をするものです。

次に、都市計画道路3.4.46号比叡辻日吉線は、補償調査にかか

る事業費であり、関係者間の調整に時間を要し、年度内での委託料の支出完了は困難であることから、所要の事業費 3,046 千円について、事業費の繰越をするものです。

また、都市計画道路 3.5.101 本堅田衣川線は、道路拡幅用地内での側溝整備にかかる事業費であり、事業協力者との調整を要し、年度内の工事完了は困難な見通しであることから、所要の事業費 43,520 千円について、事業費の繰越をするものです。

次に、4つめにあります、自転車駐車場管理運営事業費は、瀬田駅前自転車駐車場入口の長沢川に架かる橋梁の高欄取替工事について、関係機関との調整並びに部材の調達に時間を要しており、年度内の完了が見込めないことから、関連する事業費について繰越をするものです。

次に、同じページ最下段にあります、款11災害復旧費、項1災害復旧費のうち、公共土木施設災害復旧事業は、令和5年5月の大雨により被災した追分地下道排水ポンプ制御盤の更新について、資機材の流通停滞により、年度内の完了が困難であることから、翌年度への事業費の繰越をするものです。今年の雨季の到来までに必要な対策を終えられるよう、速やかな事業の推進を図ってまいります。

以上が繰越明許費についての説明です。

これをもちまして、議案第56号 令和5年度大津市一般会計補正  
予算(第8号)のうち、建設部の所管に属する部分につきましての説明  
とさせていただきます。よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。